定　　款

社会福祉法人 流山中央福祉会

社会福祉法人 流山中央福祉会　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（第二種社会福祉事業）

（イ）保育所の経営

（ロ）地域子育て支援事業の経営

（ハ）一時預かり事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人流山中央福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を千葉県流山市に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条 この法人に評議員７名以上８名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が金２４万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ケ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上７名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第22条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対

し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第23条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１万円と社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第24条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第25条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第27条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第30条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）千葉県流山市南流山二丁目２９番地４所在の鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根２階建南流山聖華保育園園舎１棟（９４０．０８㎡）

（２）東京都足立区西新井本町二丁目１３４３番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建西新井聖華保育園園舎１棟（７２０．０５㎡）

（３）千葉県流山市長崎二丁目２４番地１所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建おおたかの森聖華保育園園舎１棟（１０７４．７１㎡）

（４）東京都足立区谷中一丁目３２番地７所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根２階建北綾瀬聖華保育園園舎１棟（５２５．３７㎡）
及び軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建北綾瀬聖華保育園休憩所１棟（２０．５６㎡）

（５）東京都北区田端一丁目４１０番地２所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建田端聖華保育園園舎１棟（１０７７．８６㎡）

3　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第31条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付

が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　解散

（解散）

第38条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、社会福祉法人流山中央福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　白須賀　貴樹
理　事　　吉岡　幹雄
〃　　古坂　稔
〃　　小嶋　心一
〃　　渡辺　義正
〃　　石井　享
〃　　安斎　時子
監　事　　皆川　春安
〃　　新倉　正明

附　則

この定款は平成１６年７月２７日から施行する。

附　則

この定款は平成１８年６月２８日から改正施行する。

附　則

この定款は平成２１年７月１５日から改正施行する。

附　則

この定款は、関東信越厚生局長の認可の日（平成２３年６月２２日）から改正施行する。

附　則

この定款は、平成２４年１２月３日から改正施行する。

附　則

この定款は、平成２７年５月１９日から改正施行する。

附　則

この定款は、千葉県知事認可の日（平成２８年１０月６日）より改正施行する。

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 流山中央福祉会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人流山中央福祉会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

（４）役員等とは、役員及び評議員をいう。

（５）非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。

（６）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（７）費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤のための交通費、出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の全評議員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。

２　この法人の全理事の報酬総額は、年間３，５００万円以内とする。

３　この法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

４　この法人の常勤理事の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表１に定めるとおりとする。

５　この法人の非常勤役員等の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表２に定めるとおりとする。

（費用の弁償）

第５条　この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

２　役員等には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同様の基準とする。

３　役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。

４　役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

（報酬等の支給時期）

第６条　役員等の報酬等は、理事会等の会議の都度又は業務を行った都度支給する。

２　常勤理事のうち、職員としての立場を有する者に対しては、職員給与に報酬等を合算して支給する。この場合の計算方法等は、一般職員給与と同様の基準とする。

（報酬等の支給方法）

第７条　報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成２７年４月１日より施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から改正施行する。

別表第１（常勤理事の報酬）

役職名	区分	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事長	月額報酬	１２０，０００円	１，９００万円
	賞与	月額報酬×５ヶ月分	
	個別施設指導に対する直接指導・理事会等会議への出席	１５，０００円	
理事長以外の常勤理事	月額報酬	１００，０００円	１，５００万円
	賞与	月額報酬×５ヶ月分	
	個別施設指導に対する直接指導・理事会等会議への出席	１０，０００円	

＊月額報酬は１園当たりとする。

＊個別施設指導に対する直接指導・理事会等会議への出席での報酬は１日当たりとする。

別表第２（非常勤の役員等の報酬）

役職名	区分	報酬額	役職に応じた一人当たりの上限額
理事	法人及び施設業務のための の出勤・理事会等会議への出席	１０，０００円	１５万円
監事	法人及び施設業務のための出勤・理事会等会議への出席	１０，０００円	１５万円
評議員	法人及び施設業務のための出勤・評議員会等会議への出席	１０，０００円	３万円

＊法人及び施設業務のための出勤・理事会または評議員会等会議への出席への報酬は１日当たりとする。

別紙１

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

１．法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
12 千葉県	220 流山市	12000	2040005005666	01 一般法人	01 運営中

(7)法人の名称	社会福祉法人流山中央福祉会				
(8)主たる事務所の住所	千葉県	流山市	南流山2-29-4		
(9)主たる事務所の電話番号	04-7159-3401	(10)主たる事務所のＦＡＸ番号	04-7159-3402	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://seika-group.com/		(14)法人のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	nagareyama-chuo@ninus.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成16年7月27日	(16)法人の設立登記年月日	平成16年7月27日		

２．当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0

(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期			(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
福田茂都子 会社員	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
佐藤夏美 会社員	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
東風真美子 医療従事者	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
松野涼子 保育士（他法人）	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
田口ゆづ 医療従事者･法人近隣	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
長谷川暢 医療従事者･法人近隣	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
貝塚瑞元 会社経営者･地域福祉関係者	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0
熊本匡史 会社経営者･地域福祉関係者	H29.4.1	～	平成３５年開催の定時評議員会終結のとき	2 無	2 無	0

３．当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	11,900,000	1 特例有

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職 (3-8)理事の任期	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤･非常勤 (3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
白須賀　まり子	1 理事長（会長等含む。）	平成20年4月1日	1 常勤		社会福祉法人･学校法人理事長			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者			1 有	2 理事報酬のみ支給	10
古坂　稔	3 その他理事		1 常勤		会社経営者			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	10
渡邊　義正	3 その他理事		1 常勤		会社経営者			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	4 いずれも支給なし	10
宮　亜樹子	2 業務執行理事（常務理事等含む。）		2 非常勤		法人施設長			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		3 施設の管理者			1 有	3 職員給与のみ支給	10
渡會　顯	3 その他理事		2 非常勤		住職			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	4 いずれも支給なし	10
遠藤　育夫	3 その他理事		2 非常勤		会社経営者			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	10
古賀　智行	3 その他理事		2 非常勤		会社経営者			2 無
	H28.7.27 ～ H30.7.26		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	9

４．当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業 (3-4)監事の任期			(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況 (3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
田村　茂雄	弁護士			2 無	
	H28.7.27	～	H30.7.26	3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	10
秋元　隆正	税理士			2 無	
	H28.7.27	～	H30.7.26	5 財務管理に識見を有する者（税理士）	9

５．前会計年度･当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
秋元　隆正	0	2 無	秋元　隆正	0

６．当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	1.0
(2)施設･事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	196	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	109
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	58.0

７．前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員･理事･監事･会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	

(4)うち開催を省略した回数	0

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

８．前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成28年5月20日	7	2	①H27年度事業報告について②H27年度決算報告について③定款一部変更について④入札結果と落札者との契約について
平成28年7月15日	7	2	①監査報告について②理事改選の件③監事改選の件④理事長選任の件⑤理事長職務代理者の指名の件
平成28年11月10日	7	2	①園舎建替について②土地・賃貸物件契約について③建築士との業務委託契約について
平成28年12月14日	7	2	①規程一部変更の件②定款一部変更の件③評議員選任・解任委員会運営細則制定の件④評議員選任・解任委員会設置の件⑤次期評議員候補者選任の件⑥福祉医療機構借入の件⑦積立の取り崩しの件⑧調理室の改修工事の件
平成29年1月17日	7	2	①園長交代の件②第１回補正予算の承認
平成29年1月27日	6	1	①評議員選任・解任委員会招集の件②給食の委託業者一部変更の件③調理室の改修工事入札の件
平成29年2月7日	7	2	①規程変更の件②仮園舎の入札の件③私立保育園施設整備費補助金の内示の報告④福祉医療機構の借入の金額増加の報告
平成29年3月1日	7	2	①入札参加者および入札結果の報告②落札者との契約について③保育士等処遇改善における特別賞与について
平成29年3月7日	7	2	①規程一部変更の件②入札参加者および入札結果の報告③落札者との契約について④第２回補正予算の承認⑤H29年度事業計画の承認⑥H29年度予算の承認⑦評議員選任・解任委員会の報告⑧生命保険加入の件
平成29年3月24日	7	2	①仮園舎の入札の件②新園舎の入札の件

(4)うち開催を省略した回数	0

９．前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	秋元　隆正、田村　茂雄
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

１０．前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ　延べ床面積	
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	
001	南流山聖華保育園	02091201	保育所			南流山聖華保育園				
		千葉県	流山市	南流山2-29-4		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成17年7月1日	147	2,247
		ア建設費							1,024.650	
		イ大規模修繕								
002	西新井聖華保育園	02091201	保育所			西新井聖華保育園				
		東京都	足立区	西新井本町2-4-24		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成22年4月1日	125	1,500
		ア建設費		0	37,652,000			37,652,000	1,181.730	
		イ大規模修繕								
		02091201	保育所			江東区塩浜保育園				

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

003	江東区塩浜保育園	東京都	江東区	塩浜1-3-10		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成22年4月1日	125	1,500
		ア建設費						0		1,148.590
		イ大規模修繕								
004	おおたかの森聖華保育園	02091201	保育所			おおたかの森聖華保育園				
		千葉県	流山市	長崎2-24-1		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年7月1日	120	1,611
		ア建設費						0		1,074.710
		イ大規模修繕								
005	北綾瀬聖華保育園	02091201	保育所			北綾瀬聖華保育園				
		東京都	足立区	谷中1-32-9		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成27年4月1日	122	1,559
		ア建設費						0		20.560
		イ大規模修繕								
006	江東区小名木川保育園	02091201	保育所			江東区小名木川保育園				
		東京都	江東区	北砂1-3-30		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成28年4月1日	132	1,578
		ア建設費						0		1,405.840
		イ大規模修繕								
007	田端聖華保育園	02091201	保育所			田端聖華保育園				
		東京都	北区	田端1-22-7		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成28年4月1日	159	1,632
		ア建設費						0		1,077.860
		イ大規模修繕								
008	本部	00000001	本部経理区分			本部				
		千葉県	流山市	南流山2-29-4		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成17年7月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称			
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）	（オ）建設費合計額（円）	ウ　延べ床面積	
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）	（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称			
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
		ア　建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）	（オ）建設費合計額（円）	ウ　延べ床面積	
		イ　大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）	（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(4)備考

11-2．うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
子育て支援に関する事業	育児相談・育児講座・保育所体験等	全園
	在宅で子育てをしている家庭や出産前後の保護者の支援。	

１２．社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況　（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

（1）社会福祉充実残額の総額（円）	0
（2）社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（3）社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（4）社会福祉充実計画の実施期間	～

１３．透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㋐事業報告	1 有
㋑財産目録	1 有
㋒事業計画書	1 有
㋓第三者評価結果	1 有
㋔苦情処理結果	1 有
㋕監事監査結果	1 有
㋖附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	340,385,941
②施設・設備に係る公費（円）	37,652,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	86,426,294

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
西新井聖華保育園	28年度
北綾瀬聖華保育園	28年度
塩浜保育園	26年度

現況報告書様式（平成29年4月1日現在）

１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用［年額］（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

１５．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●　）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無